

各種審議会等の会議の傍聴方法など

栃木県経営管理部行政改革ICT推進課

TEL028-623-2225

会議を傍聴したい。

→

県庁及び各庁舎、県ホームページで「会議開催案内」をご覧になり、日程、議題、開催場所等を確認してください。

- ① 県民プラザ（本庁舎）
- ② 河内地方合同庁舎（宇都宮県税事務所）
- ③ 上都賀地方合同庁舎（鹿沼県税事務所）
- ④ 芳賀地方合同庁舎（真岡県税事務所）
- ⑤ 下都賀地方合同庁舎（栃木県税事務所）
- ⑥ 塩谷地方合同庁舎（矢板県税事務所）
- ⑦ 那須地方合同庁舎（大田原県税事務所）
- ⑧ 安蘇地方合同庁舎（安足県税事務所）
- ⑨ 足利地方合同庁舎（安足土木事務所）
- ⑩ 南那須地方合同庁舎（烏山健康福祉センター）
- ⑪ 小山庁舎（県南健康福祉センター）

※県ホームページ <https://www.pref.tochigi.lg.jp>

傍聴の手続等は？

→

- ① 必ず会議の開催予定時刻までに到着してください。
- ② 受付で、住所氏名を記入していただきます。
- ③ 受付は先着順又は抽選で行います。先着順の場合は、定員になり次第終了します。

県公館などは県庁のどこにあるの？

→

70ページの県庁舎周辺案内図をご覧ください。

会議資料は傍聴者にも配付されるの？

→

原則として、委員と同様のものが配付されます。但し、資料が高価なもの、貴重なもの、膨大な場合は配付されない場合もあります。

<p>傍聴者が守るべきマナーは？</p>	→	<p>会場の受付で、「傍聴要領」が説明されますので、これを守ってください。禁止事項：可否の表明、騒ぎ立て等議事の妨害、写真撮影、録画、録音等</p>
<p>県の各種審議会の概要を知りたい。</p>	→	<p>県庁及び各庁舎、県ホームページにおいて「各種審議会等一覧（附属機関等一覧）」をご覧ください。</p>
<p>審議会等の会議結果（概要）を見たい。</p>	→	<p>県庁及び各庁舎、県ホームページにおいて「審議会等会議結果ファイル」等をご覧ください。</p>
<p>原則として公開の意味は？</p>	→	<p>会議は原則として公開で行いますが、次の場合には非公開となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 審議事項が栃木県情報公開条例第7条各号に該当する場合（詳細は70ページ参照） ② ②会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
<p>〇〇審議会について詳しく知りたい。</p>	→	<p>「各種審議会等一覧（附属機関等一覧）」をご覧ください。直接事務局担当課に電話してください。</p>
<p>審議会等の会議公開についての問合せ先は？</p>	→	<p>経営管理部行政改革ICT推進課 (TEL028-623-2225) に照会してください。</p>

栃木県庁舎周辺案内図



(会議の審議事項が栃木県情報公開条例の第7条各号に該当する場合は、非公開となります。)

栃木県情報公開条例（抄）

(平成11年12月27日栃木県条例第32号)

(略)

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときには、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報